

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの体制

- コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
- 取締役会の実効性向上のために監査の体制
- 会計監査について
- 株主との関係

役員報酬制度

内部統制

- 責任と体制
- 財務報告に係る内部統制
- 内部監査活動

コーポレート・ガバナンスの体制

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主・投資家、お客さま、取引先、地域社会、当社および当社グループの従業員などのステークホルダーの信頼を得て、その期待に応えるべく経営の透明性と効率性を確保し、適切な経営体制の構築・維持に努めています。機関設計については、監査等委員会設置会社を採用しています。取締役会は、重要な業務執行の決定権限を業務執行取締役へ委任することにより、劇的に変化する経営環境に迅速に対応する体制を構築し、取締役会による決議と監督の下、業務執行取締役に加えて執行役員が業務を執行しています。独立社外取締役は取締役会、指名諮問委員会・報酬諮問委員会のほか、重要な委員会・会議への出席、グループ全体のガバナンスと内部統制強化に関する提言、役員懇談会における活動、国内外現場の視察などを行っています。

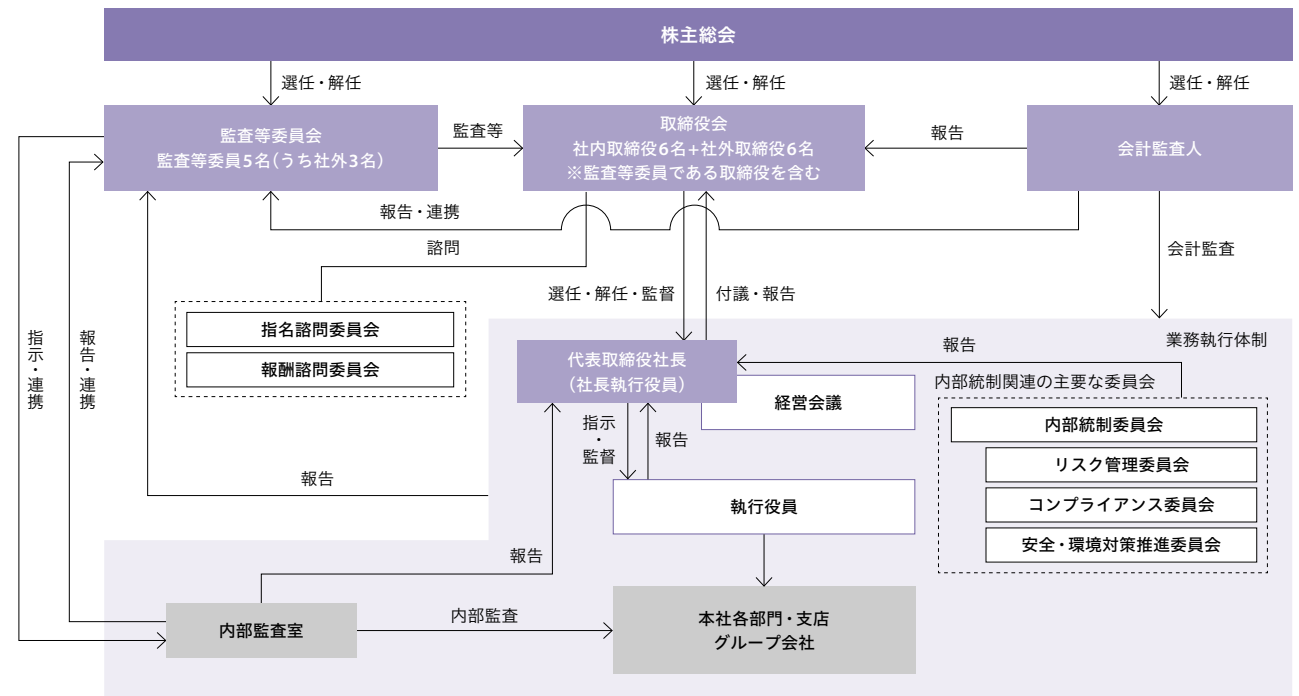
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として取りまとめ、当社ウェブサイトにおいて公開しています。



詳細は以下をご覧ください

<https://www.nyk.com/sustainability/pdf/concept/policy004.pdf>

■ 当社のコーポレート・ガバナンス体制図 (2025年6月18日時点)



コーポレート・ガバナンス

● ガバナンス強化のこれまでの歩み

年代	内容
2002年	経営委員制度を導入し、業務執行体制を強化
2006年	アドバイザリー・ボードを設置
2008年	アドバイザリー・ボードを廃止し、社外取締役2名を選任 取締役の任期を2年から1年に短縮
2010年	社外役員4名全員を、国内の金融商品取引所が定める独立役員として届出
2015年	日本版コーポレートガバナンス・コード策定、当社は以下を整備 ・コーポレートガバナンス・ガイドライン ・取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方 ・役員等選任指名方針・手続 ・社外役員候補者の推薦に関する独立性基準 ・役員等報酬決定方針・手続
2016年	社外取締役を1名増員し3名に、また取締役の総員数は1名減員し12名に（社内取締役を2名減員） 業績連動型株式報酬を導入 指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置 社外取締役や監査役を含む全役員に取締役会の実効性に係る自己評価の記名式アンケートを実施
2017年	取締役の総員数を1名減員し11名に（社内取締役を1名減員） 筆頭社外取締役を設置 取締役会への報告事項の整理等を行うとともに、議論のさらなる活性化を図る施策を実行
2018年	取締役会の実効性に係る自己評価の集計、分析等に外部機関を起用 取締役の総員数を2名減員し9名に（社内取締役を2名減員）
2019年	取締役の総員数を1名減員し8名に（社内取締役を1名減員） ガバナンス強化委員会を設置
2020年	機動的な意思決定のためのプロセスの見直し、および経営会議の新設 経営委員を執行役員に名称変更および執行役員会の位置付けを変更
2022年	業績連動型金銭報酬制度を導入
2023年	監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の実効性向上とモニタリング機能強化を図るとともに、社外取締役比率は50％に向上
2025年	取締役のスキル・マトリックスの再定義

取締役会の実効性向上のために

● 機関設計の工夫

＞業務執行と監督の分離

当社では、重要な業務執行の決定権限を業務執行取締役へ委任することで意思決定を迅速化するとともに、取締役会では中長期経営戦略、人的資本や知的財産への投資等を含む経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行、サステナビリティ、重大リスクへの対処といった企業価値向上につながる事項を重点的に審議することで、取締役会の実効性向上に努めています。

業務執行の体制としては、会長執行役員、社長執行役員、本部長である執行役員などで構成される経営会議において取締役会付議事項を含む重要な業務執行に関して審議を尽くした上で、業務執行取締役へ決定権限を委任された事項については、社長が決裁する体制を整えています。

■ 取締役関連データ（2025年6月18日現在）

関連データ	
定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年（監査等委員でない取締役） 2年（監査等委員である取締役）
取締役会議長	取締役会長
取締役の人数	12名
うち、社外取締役の人数	6名
女性取締役の割合	33%（12名中4名）

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの体制

コーポレート・ガバナンスに関する
基本的な考え方

取締役会の実効性向上のために

監査の体制

会計監査について

株主との関係

役員報酬制度

内部統制

責任と体制

財務報告に係る内部統制

内部監査活動

監査等委員会の設置

当社は、一定数（半数前後）の独立社外取締役を含む取締役会と、独立社外取締役が過半数となる監査等委員会を設置し、監査等委員会の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能の強化を図り、また取締役会における議決権などを持つ監査等委員である取締役にて構成する監査等委員会を設置することにより、取締役会のモニタリング機能強化を図っています。

指名諮問委員会および報酬諮問委員会の活用

当社は役員人事および報酬制度における審議プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を過半数とし、委員長を独立社外取締役とする指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しています。両委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の選解任や報酬に関わる重要な事項を協議し、取締役会への報告または提言を行います。



詳細は以下をご覧ください

▶ 指名諮問委員会規則

<https://www.nyk.com/sustainability/pdf/concept/policy009.pdf>

▶ 報酬諮問委員会規則

<https://www.nyk.com/sustainability/pdf/concept/policy010.pdf>

両委員会の構成と各委員の出席状況（2024年度）

	役位	氏名	指名諮問委員会	報酬諮問委員会
委員長	独立社外取締役	田邊 栄一	5/5回	9/9回
委員	独立社外取締役	兼原 信克	5/5回	9/9回
委員	独立社外取締役	志済 聡子	4/5回	5/6回※
委員	独立社外取締役 監査等委員	山田 辰己	5/5回	9/9回
委員	取締役会長	長澤 仁志	5/5回	8/9回
委員	代表取締役社長・ 社長執行役員	曾我 貴也	4/5回	7/9回

※2024年6月当該委員就任後の回数を集計しています

運用上の工夫

取締役会の規模・バランス・多様性

当社は、取締役会の全体としての知識、経験および能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を定め、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを取締役の選任に関する方針および手続きと併せて開示しています。



詳細は以下をご覧ください

▶ 取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方

<https://www.nyk.com/sustainability/pdf/concept/policy005.pdf>

▶ 役員等の選任指名等に関する方針・手続

<https://www.nyk.com/sustainability/pdf/concept/policy006.pdf>

コーポレート・ガバナンス

■取締役のスキル・マトリックス (2025年6月19日現在)と取締役会への出席状況

取締役 (監査等委員である取締役を除く。)

役位	氏名	性別	経営一般に 重要な要素			経営戦略実現に 必要な要素				取締役会出席状況 (※)
			企業経営	財務・会計	リスクマネジメント	サステナビリティ	テクノロジー	人材・組織開発	グローバルインサイト	
取締役会長*	長澤 仁志	男性	●		●	●				100% (13/13回)
代表取締役社長・ 社長執行役員	曾我 貴也	男性	●	●		●			●	92% (12/13回)
代表取締役・ 副社長執行役員	河野 晃	男性		●	●	●				100% (13/13回)
取締役・ 常務執行役員	鈴木 康修	男性			●			●	●	—
独立社外取締役	田邊 栄一	男性	●	●	●					100% (13/13回)
独立社外取締役	志済 聡子	女性				●	●	●		100% (9/9回)
独立社外取締役	桑原 聡子	女性			●	●				100% (13/13回)

※議長である取締役会長は非業務執行であり、代表取締役とは職務が分離しています

監査等委員である取締役

役位	氏名	性別	経営一般に 重要な要素			経営戦略実現に 必要な要素				取締役会出席状況 (※)
			企業経営	財務・会計	リスクマネジメント	サステナビリティ	テクノロジー	人材・組織開発	グローバルインサイト	
取締役 監査等委員	小杉 桂子	女性			●	●				100% (13/13回)
取締役 監査等委員	日暮 豊	男性			●			●		100% (13/13回)
独立社外取締役 監査等委員	中曽 宏	男性		●	●				●	100% (13/13回)
独立社外取締役 監査等委員	井伊 基之	男性	●				●			—
独立社外取締役 監査等委員	野々宮 律子	女性	●	●					●	—

※期間は2024年4月1日から2025年3月31日まで。ただし2024年6月19日に取締役に就任された方は当該日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しています

■取締役の選任に係る当社の指針等

Link 詳細は以下をご覧ください
https://www.nyk.com/sustainability/governance/

■取締役の所有株式数状況

Link 詳細は以下をご覧ください
NYKレポート2025 P.47
https://www.nyk.com/ir/library/nyk/

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの体制

コーポレート・ガバナンスに関する
基本的な考え方

取締役会の実効性向上のために

監査の体制

会計監査について

株主との関係

役員報酬制度

内部統制

責任と体制

財務報告に係る内部統制

内部監査活動

独立社外取締役の選任

当社は、社外取締役の独立性を実質面において担保するため、会社法に定める社外取締役の要件に加え、(株)東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて取締役会が別途定める社外役員の独立性判断基準を策定・開示しています。

また、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できるよう、幅広い知識または高度な専門知識、高い見識、豊富な経験、および出身分野における実績を有する者を、独立社外取締役としています。



詳細は以下をご覧ください

▶ 社外役員候補者の推薦に関する独立性基準

<https://www.nyk.com/sustainability/pdf/concept/policy007.pdf>

役員向けトレーニング

当社グループの中長期ビジョンの達成と持続的な企業価値向上を図るために、ガバナンス機能の向上、公正取引等の法令遵守に対する理解の深化、取締役会の実効性の確保を目的として、社内外取締役、執行役員向けに社内研修および外部講義の受講機会を提供しています。

具体的には、会社法、内部統制、リスク管理、コンプライアンス、危機対応や経営分析、財務戦略等の知識だけでなく、時宜的な最新動向をテーマに掲げ、実践的な社内講義を行うとともに、「ビジネスと人権」やサステナビリティ情報開示への対応など、サステナビリティの専門知識や技能に関しても外部講義を積極的に利用しています。

トレーニングメニュー例

- ・あらためて考える「モニタリング・モデル」の本質と進化するガバナンスの工夫～企業の取組事例を参考にして～
- ・取締役会改革の実践手法～課題を乗り越え企業価値向上を果たす～
- ・脱炭素に向けた企業戦略～欧米各国の状況、ベストプラクティス、その評価（株価）、対応の方向性～
- ・地政学リスク・ビジネスと人権・不正事案等『海外事業をめぐる諸課題と役員の責務』

取締役会の実効性評価

当社は2015年度より、取締役会の実効性のさらなる向上を目的として、全役員を対象に実効性に係る自己評価アンケートを継続して実施しています。

1) 2024年度実施概要

2024年度は、第三者アドバイザーの意見も考慮した上で、①「取締役会の構成と運営」、②「経営戦略と事業戦略」、③「企業倫理とリスク管理」、④「業績モニタリングと経営陣の評価・報酬」、⑤「株主との対話」の5つの大項目に関する19問のアンケートを実施しました。

2) 実効性の評価結果

i 概要

アンケート結果を元に議論を行った結果、取締役会が適切に機能し、実効性が確保されていると判断しました。

特に期初に取締役会等で議論する議題と討議時期の年間計画を策定し、企業価値向上につながる優先度の高い事項により時間を割いて討議を行ったことで、取締役会の実効性が向上しました。また、③「企業倫理とリスク管理」については、取締役会等での討議、規定の改定等の取り組みが評価され大幅に改善されました。

ii 2024年度の取り組みに関して

2024年度の具体的な取り組みとして、昨年度課題として認識した取締役会等のアジェンダ設定について、連結子会社および関連会社を含むNYKグループ全体の企業価値向上に向けたアジェンダを、年間計画として期初に策定し、「資本政策」、「事業ポートフォリオ」、「グループ経営」、「地政学リスク」、「脱炭素戦略、人的資本の多様性をはじめとしたサステナビリティ課題への対応」といった重要事項により時間を割いて議論することで、取締役会の実効性向上に努めました。また、当社の取締役等の報酬制度の見直しを討議し、株主の皆さまと一層の利害共有を図りつつ、単年度ごとの業績目標達成のみならず、持続的な成長と中長期の企業価値向上並びにサステナビリティ経営の推進をバランス良く動機づけるための見直しを行いました。

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの体制

コーポレート・ガバナンスに関する
基本的な考え方

— 取締役会の実効性向上のために

— 監査の体制

— 会計監査について

株主との関係

役員報酬制度

内部統制

責任と体制

財務報告に係る内部統制

内部監査活動

iii 課題として認識された事項

取締役会等で議論されるアジェンダのさらなる最適化に努めつつ、より議論にフォーカスできるよう取締役会等の運営面の継続的改善を進めるべきとの認識が共有されました。また、後継者計画や経営人材育成のモニタリング方法の在り方の議論を深める必要性を認識しました。

3) 2025年度の取り組み

監査等委員会設置会社の特色を活かし、引き続き意思決定の迅速化を進めるとともに、モニタリング機能を一層強化していきます。世界経済の不確実性が高まる中、その影響を注視し、事業環境の変化に機敏に対応していきます。

課題として認識した、取締役会等の運営面の継続的改善、および、取締役会等で議論されるアジェンダのさらなる最適化に努め、連結子会社および関連会社を含むNYKグループ全体の企業価値向上に向けた議論をさらに深めていきます。特に中長期的に重要なテーマとして「後継者計画や経営人材育成のモニタリング方法の在り方」について議論を深掘りする予定です。また、持続的な企業価値向上のための施策について一層の開示の充実を図るとともに、株主との対話にも引き続き積極的に取り組んでいきます。

監査の体制

当社の監査等委員会は、独立社外取締役3名を含む5名（うち女性2名）で構成されていて、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査しています。具体的には、監査等委員会が定めた監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画などに従い、内部統制システムの整備・運用状況、業務基盤の整備状況、経営計画諸施策の推進状況等について、重点監査項目を設定し、内部監査部門と緊密な連携を図りながら、計画的に日々の監査活動を進めています。また、取締役会など重要な会議へ出席するとともに、業務執行取締役および使用人などからその職務の執行状況などについて説明を求め、意見を表明しています。グループ会社については、その取締役または当社管掌部門など意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて、事業の報告を受け、説明を求めています。さらに、グループ会社監査役等と連絡会等を通じて連携を図り、グループ全体の監査品質向上に努めています。また、監査等委員会の職務を補助しその円滑な職務遂行を支援するため、監査等委員会室を設置し、専任の事務局員として4名を配置しています。監査等委員である社外取締役は、各分野における豊富な経験や高い識見に基づき、取締役会、監査等委員会などの場において、それぞれ独立した立場から意見を述べ、業務執行取締役や主要な執行役員および会計監査人などからの報告聴取なども含む監査活動を行うことにより、当社の健全で公正な経営に寄与しています。

■ 構成人数と監査等委員会出席回数（2024年度）

役位	氏名	監査等委員会
取締役 常勤監査等委員	高橋 栄一	100%(16/16回)
	小杉 桂子	100%(16/16回)
独立社外取締役 監査等委員	中曽 宏	100%(16/16回)
	桑原 聡子	100%(16/16回)
	山田 辰己	100%(16/16回)

会計監査について

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は北村 嘉章氏、隅田 拓也氏、鈴木 健太氏です。各氏はいずれも有限責任監査法人トーマツに所属しており、同会計士事務所の継続監査開始年度は2007年度3月期、各氏の業務執行社員としての継続監査年数は7年以内です。当社の監査業務に関わる補助者の構成は、公認会計士15名、会計士試験合格者など4名、その他57名であり、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行っています。

また、財務諸表監査および内部統制監査を受ける主要な海外連結子会社は、主として当社の監査公認会計士など同一のネットワーク（デロイト トーマツ グループ）に属する会計士事務所を起用しています。

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの体制

コーポレート・ガバナンスに関する
基本的な考え方

取締役会の実効性向上のために
監査の体制

- 会計監査について
- 株主との関係

役員報酬制度

内部統制

責任と体制
財務報告に係る内部統制
内部監査活動

なお、監査等委員会は、会計監査人の評価に関する基準を定め、監査体制、独立性、職務遂行状況などの評価を実施の上、会計監査人の選任もしくは、毎年の再任、不再任を決定しています。

■ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	単位	2023年度		2024年度	
		監査証明 業務に 基づく報酬	非監査 業務に 基づく報酬	監査証明 業務に 基づく報酬	非監査 業務に 基づく報酬
提出会社	百万円	207	48	212	4
連結 子会社		117	0	120	0
計		324	48	332	4

株主との関係

当社は、議決権の尊重や株主の権利および平等性の確保、株主の利益に反する取引の防止および禁止など、株主との関係についてコーポレートガバナンス・ガイドラインに定め、公表しています。

● 利益相反・関連当事者間取引

当社は、当社役員と取引を行う場合、取締役会規則に基づき取締役会において決議し、当該取引後、重要な事実を取締役会において報告することとしています。また、当社取締役が役員を兼務する他法人との取引に一定の枠組みを定める目的

で、取締役および執行役員が他法人等の役員の兼務状況を当社に対し四半期ごとに報告する旨の手続きを定め、その内容を関係部署が随時確認できるデータベースを構築しているほか、取締役が非完全子会社である他法人の代表取締役等に就任する場合は取締役会の承認を要することとしています。2025年3月末において議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する主要株主は存在しませんが、今後主要株主との取引が発生する場合の取引条件等は、第三者との取引と同様に審議し決定します。

なお、コーポレートガバナンス・ガイドラインにも「株主の利益に反する取引の防止及び禁止」を定めています。

● 政策保有株式の保有方針

当社は、保有する政策保有株式を縮減する方針で取り組んでいます。2015年11月に制定したコーポレートガバナンス・ガイドライン第5条第2項に従い、毎年の取締役会で、個別の政策保有株式の保有につき、その目的・意義を、当社の資本コストをベースとする収益目標や、配当金・取引状況、事業活動への効果等とともに総合的に検証し、削減に向けた取り組みを決定しています。結果として2016年度末に56銘柄保有していた上場株式は、2024年度末までに33銘柄減り、23銘柄になっています。

現時点で保有する政策保有株式は当社業績の安定に資する長期的な取引関係が見込まれる重要取引先等で、関係維持又は強化のための手段の一つとして妥当と判断するものです。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、一定の基

準に基づき、投資先企業の価値の毀損につながらるものではないこと、および当社の企業価値向上への貢献の有無とその程度を確認の上、議案への賛否を決定しています。特に、以下2点については個別の基準を設け賛否の是非を検討します。

① 剰余金の処分

- ・財務の健全性に大きな問題が生じないかどうか
- ・内部留保の適切な水準を著しく欠いていないかどうか
- ・配当性向などから株主還元として一定の評価が見込まれるかどうか

② 取締役・監査等委員の選任議案

- ・過去3年間赤字かつ無配、さらに業績改善の傾向にないと見込まれているかどうか
- ・違法行為などの重大な不祥事で業績に一定の影響があり、かつ再発防止策・改善案などが適切に開示されていないとみなされるかどうか
- ・上記に該当する場合で、格別の考慮すべき事情がないかどうか

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

役員報酬制度

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の報酬制度は、経営方針の実現に向けた取締役等の取り組みを後押しし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上並びにサステナビリティ経営の推進を促すこと、また、短期のみならず中長期的な業績向上に貢献する意欲を高め、各取締役等が担う役割・職責等に応じた適切なインセンティブとして機能することを目的として設計しています。

■役員報酬制度の概要

報酬制度		種類	固定／変動	対象期間
基本報酬		金銭	固定	—
業績連動型 変動報酬	業績連動型 金銭報酬	金銭	変動	年次
	業績連動型 株式報酬	株式	固定 変動	中期経営 計画期間

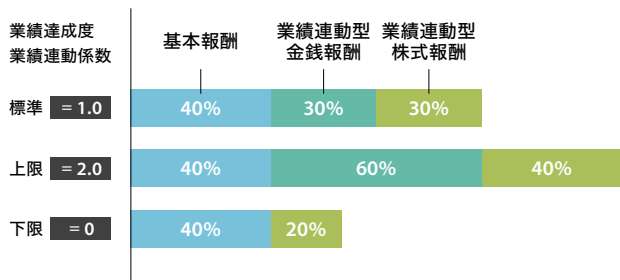
■業績連動型金銭報酬

業績連動指標	構成割合	算定方法
連結経常利益	50%	中期経営計画で掲げる 目標値との比較
連結ROE	50%	

■業績連動型株式報酬

業績連動指標	構成割合	算定方法	備考
配当込みTSR (株主総利回り Total Shareholder Return)	70%	東証株価指数(TOPIX)成長率との比較	—
サステナビリティ指標※1	30%	定量評価 以下の非財務指標について2030年度目標に対し、毎 年均等に達成すると仮定して基準値を設定し、対象 期間終了時の達成度を算定 ・GHG排出量(総量) ・女性管理職比率	日本郵船グループ 非財務指標・KPI目標 安全 重大事故件数 0件 環境 新脱炭素目標 2030年度 Scope1+2 45%※2削減 人材 女性管理職比率 2030年度 30%
		定性評価 マテリアリティ(安全、環境、人材)への取り組みの進 捗状況を報酬諮問委員会にて評価	

■報酬構成のイメージ図



(注) 上記は社長の場合の構成割合で、役位により変動します

※1 重大な事故やコンプライアンス事案が発生した場合は、
その度合いに応じ報酬諮問委員会にて減算を審議

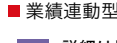
※2 2021年度比総量ベース



詳細は以下をご覧ください

▶ 役員等の報酬決定に関する方針

<https://www.nyk.com/sustainability/pdf/concept/policy008.pdf>



詳細は以下をご覧ください

第138期定時株主総会招集ご通知

P.38

<https://www.nyk.com/ir/stock/meeting/>

■業績連動型金銭報酬の支給および業績連動型株式報酬の交付等のイメージ図

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

■ 役員報酬等の総額（2024年度）

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					人数 (人)
		基本報酬 固定	金銭報酬 業績連動	株式報酬 役位固定	業績連動		
取締役(監査等 委員である取 締役を除く。)	463	306	49	78	29		8
(うち、社外取 締役)	(57)	(57)	(-)	(-)	(-)		(4)
監査等委員 である取締役	149	149	-	-	-		5
(うち、社外取 締役)	(59)	(59)	(-)	(-)	(-)		(3)

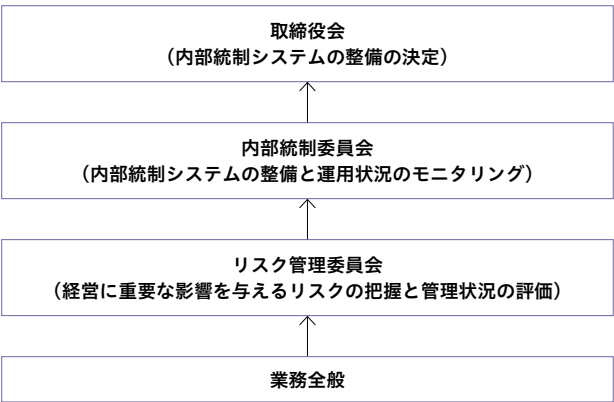
(注) 金銭報酬の額は業績連動型金銭報酬制度に基づく報酬額であり、株式報酬の額は業績連動型株式報酬制度に基づく報酬額です

Link 詳細は以下をご覧ください
▶ コーポレート・ガバナンスに関する報告書
【取締役報酬関係】(個別の取締役報酬の)開示状況
<https://www.nyk.com/sustainability/pdf/concept/policy003.pdf>

内部統制

責任と体制

当社グループは、取締役会を補佐する機関として社長を委員長とする内部統制委員会を設置しています。報告の信頼性、法令遵守、業務の有効性・効率性、資産の保全の4つを目的とする内部統制の状況を確認し、問題を発見した場合には関係する部門が適切かつ効率的に内部統制の運用に取り組むよう是正措置を講じます。



〈内部統制に関する主要な委員会〉

- ・内部統制委員会
- ・リスク管理委員会
- ・コンプライアンス委員会
- ・安全・環境対策推進委員会

● 内部統制委員会

内部統制委員会では、当社および当社グループ全体を対象とする主要な内部統制活動をモニターし、内部統制上の課題を抽出・確認しています。また、内部統制活動の実効性を確保するための内部統制に関する方針を策定し、取締役会が内部統制システムの整備を決定します。

具体的には、全社統制を行うコーポレート部門と横断的な統制機能を担う社内委員会・会議の活動状況をモニターすることで内部統制システムの運用状況を確認し、今後の内部統制

活動の方針を審議・策定しています。

2024年度は、リスク管理と統一した手法にて内部統制体制と運用状況を評価し、内部統制上の重大な不備がないことを確認しました。

財務報告に係る内部統制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、内部統制報告制度(金融商品取引法の規定による)の実施基準に準拠し、適正な会計処理と財務報告のための方針、業務規程等を定めるとともに、内部統制報告制度や情報開示に係る委員会が財務報告の適正性を確保するための体制を整備し、運用しています。

内部監査活動

当社およびグループ会社における経営管理・運営の制度と業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善への助言・提言等を通じて会社資産の保全および事業経営の有効性と効率性の向上を図ります。内部監査計画は、社長および監査等委員会の承認を取得します。監査の実施にあたっては、常勤監査等委員と定期的に意見交換し、関係部門とも事前に問題点を確認することで、監査の効率と有用性を高めています。また、内部監査部門が取締役に対して内部監査状況について適切に直接報告を行う仕組みを構築することにより、取締役との連携を確保し、取締役会へ報告しています。

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの体制

コーポレート・ガバナンスに関する
基本的な考え方

取締役会の実効性向上のために
監査の体制

会計監査について

株主との関係

役員報酬制度

内部統制

責任と体制

財務報告に係る内部統制

内部監査活動

コーポレート・ガバナンス

● 国内監査

内部監査室は、当社および国内グループ会社各社を監査活動対象として事業監査を定期的の実施しています(2024年度は28件実施)。経費・会計・勤怠などのデータを基に異常値やリスクの兆候を可視化する「データ監査」を導入・発展させ、監査の効率化と精度向上を図っています。

本社および国内グループ会社の監査については、多様な視点と専門性を取り入れるため、主要グループ会社からの出向人材や外部の経験者人材を登用し、監査人同士の相互学習と手法の高度化を進めています。

● 海外監査

海外グループ会社の監査については、海外4拠点(米州、欧州、東アジア、南アジア)に内部監査人を配置し、本社との連携体制の下、定期的な事業監査を実施しています(2024年度は53件実施)。海外での監査結果は本社担当役員に加え、各拠点の地域責任者にも報告されており、地域単位での統制強化にも寄与しています。

本社の内部監査室と海外の監査組織が共通の理解に基づき、ベストプラクティスを追求・連携することで、グループ全体の内部統制基盤を支える仕組みが着実に進化しています。